

住宅リフォーム業界における感染予防ガイドライン

～リフォーム現場等での予防対策～

令和2年9月30日 制定
(一社)住宅リフォーム推進協議会

(目次)

1. 本ガイドラインの位置付け
2. 感染予防のための基本留意事項
3. 業務別留意事項
 - (1) 職場（店舗・事務所・ショールーム・作業場等）
 - (2) 移動時
 - (3) 顧客宅訪問時
 - (4) リフォーム工事時
4. 万一感染した場合の対応

1. 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」および新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、住宅リフォーム事業者が新型コロナウイルス感染症の予防対策を行う際の参考となる基本的事項を整理したものである。

リフォームは新築住宅の建設と違い、既存の住宅を改修するため、顧客が生活する建物内外での打ち合わせや調査、工事等が必要になる。顧客の安全で快適な生活および財産を維持するため、事業者および関係者は最大限の配慮をもって業務に臨まなくてはならない。そのため、自社の店舗・事業所内だけでなく、移動中や顧客宅、リフォーム現場、ひいては平素の生活においても感染防止に努めることが肝要である。それは従業員や工事関係者の安全確保のためでもある。

感染防止の取組みが従業員や工事関係者、顧客のみならず、社会全体の感染拡大防止につながるものであることを認識し、本ガイドラインを参考として、それぞれの事業内容、企業規模および事業所の形態等に即した創意工夫を図り、感染の拡大防止に努められたい。

なお、本ガイドラインは、今後の政府による基本的対処方針の改定、各都道府県知事による自粛要請等の動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 感染予防のための基本留意事項

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、すべての従事者は平素からマスクの着用、手指の消毒、体温測定等に加え、「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるための取組みに努める。
- ② 感染防止の取組みは、事務所・店舗やリフォーム現場をはじめ、移動する車内や移動経路、立寄先等においても努めるものとする。
- ③ 日常の健康に留意する。出勤前に自宅で検温し、結果を控える。
- ④ 体調が思わしくない場合や体温が37.5度以上であった場合は出勤しない。
- ⑤ 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等により新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅する。
- ⑥ 症状が以下の条件に当てはまる場合は、帰国者・接触者相談センター等に相談し、その指示に従う。
 - イ) 息苦しき（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ロ) 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状であっても4日以上それが続く場合（症状には個人差があるので、強い症状の場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合にはすぐに相談する）
 - ハ) 高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器疾患等）がある者、透析を受けている者及び免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ⑦ 以上の取組みについて、事業者や従業員のみならず関係者（協力業者・職人、来訪者等）にも感染拡大防止策への理解と実施を求める。
- ⑧ 自社のホームページやちらし、会社案内等に、感染防止に取り組んでいることやその内容について表示し、地域や顧客に対して感染拡大防止策への理解と安心付与に努める。

3. 業務別留意事項

(1) 職場（店舗・事務所・ショールーム・作業場等）

(基本事項)

- ① ソーシャルディスタンスの確保に努め、机を離して設置する、正対せずに離れて着座するなどして、できる限り2m（最低1m）の間隔を確保する。確保できない場合には、パーティション・アクリル板・透明ビニールカーテン等によって仕切ることが望ましい。

- ② 玄関等の出入口には消毒液を配備し、入出場の際に手指の消毒を行う。また、同時にマスクの装着確認や検温等、必要とされる事項を定め、実施する。
- ③ 不特定多数が使用したり触れる場所・設備は適宜消毒を行う。また、開放可能なドアは常時開放し、図面、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ④ 定期的な手洗い、うがい、手指消毒等を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液等を配置する。
- ⑤ 十分な換気を行う。換気設備がない場合は、1時間に2回以上窓を開けての換気を実施する。空調設備のほか、空気清浄機や空間除菌脱臭機等も活用する。
- ⑥ トイレについて、腰掛便器にふたがある場合、閉めてから洗浄する。トイレや洗面室ではハンドドライヤーおよび共用タオルは使用しない。必要な場合はペーパータオルを設置するか、個人用タオルを持参してもらう。
- ⑦ 休憩時においても適切な距離を確保し、一定数以上が休憩室等を同時に利用しない、屋内では常時換気を行うなど、いわゆる「3つの密」の防止を徹底する。また、共用する物品（テーブル、いす等）は適宜消毒することを心がける。
- ⑧ マスクや非接触型体温計、消毒・除菌用品等を常備する。
- ⑨ 感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。

(執務中)

- ① 執務中はマスクを着用し、こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- ② ドアノブ、各種スイッチ、手すり、エレベーターのボタン等、手で触れる共用設備や箇所について、適宜消毒を行う。
- ③ 夏期の温湿度が高い室内では、熱中症予防対策として、こまめに水分補給を心がける（マスク着用時はとくに注意する）。
- ④ 打ち合わせや会議等はオンラインで開催することも検討する。
- ⑤ 書類の申請や受渡し等は、できる限りオンラインまたは郵便等で行う。やむを得ず訪問する場合はマスクを着用し、できる限り少人数で訪問する。
- ⑥ 朝礼等を行う場合は、できる限り小グループで行い、2 m（最低1 m）以上の間隔を空けて実施する。

(打ち合わせ時)

- ① 打ち合わせや商談はできる限り電話、メールまたはオンライン（WEB、SNS等）で行い、不要不急の出張や対面での打ち合わせ等を減らすよう心がける。
- ② 自社で打ち合わせ等を行う場合は、下記の点について留意する。
 - ・ 極力短時間の打ち合わせを心がける
 - ・ 相手の氏名と連絡先を記録・保管する（個人情報保護に留意）
 - ・ 十分な換気が可能な部屋（換気設備がない場合は1時間に2回以上の頻度で窓を開

けて換気できる部屋)を使用する

- ・ 参加者相互ができる限り2 m (最低1 m)の間隔を確保する。できる限り正対して着座しない
- ・ 来訪者にもマスクの着用、手指の消毒等を求める
- ・ 来客用の備品 (スリッパ・手袋等) は使い捨てのものを使用するか、都度消毒を実施する

- ③ 来訪者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、来社や立入りを遠慮していただく。

(イベント開催時)

- ① セミナーや各種見学会などのイベントを企画・実施する場合には、事前予約により集客数や対象を限定する等、感染予防に十分注意する。また、予約のない来場者については記名を求める。
- ② 会場室内の十分な換気を行う。換気設備がない場合、定期的に窓を開けて空気の入替えを行う。

(自宅で業務や作業等を行う場合)

- ① テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン*1等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。

(2) 移動時

- ① 時差出勤や自動車の利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ② 移動中もマスクを着用する。
- ③ 車で移動する場合、シートやドアレバーなど手で触れる箇所を定期的に消毒するほか、ハンドルやシフトレバーについては運転手が交代する度に消毒することが望ましい。また、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行い、通気性を保つ。複数名で乗り合わせる場合は、できるだけ私語を控える。
- ④ 外出時や出張時は、訪問場所や面会相手、時間、経路等を記録に残す。

*1 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf>

(3) 顧客宅訪問時

- ① 客先で打ち合わせ、現場調査等を実施する場合は、極力少人数で行う。
- ② 訪問する直前に手指の消毒を行い、併せて検温を実施する。
- ③ 客先ではマスクを着用する。スリッパは自前で用意し、消毒済みのものを使用するか使い捨てスリッパを使用する。
- ④ 工具類については、必要に応じて消毒を行う。

(4) リフォーム工事時

(工事前)

- ① 顧客が生活しながらの工事となる場合は、必要に応じて換気を行い、工事中のほこり等を他の部屋に移動させないように配慮する。
- ② 工具類は必要に応じて事前に消毒し、工事中や作業終了後も適宜消毒を実施する。
- ③ 作業現場では、上履き用の靴に履き替える。
- ④ 現場入場前に手指の消毒や検温を実施する。体調がすぐれない者、ウイルス等に感染したと思われる者は現場に入らない。

(工事中)

- ① 現場作業の時間や人数は最小限に留める。
- ② 作業者の入退室について、氏名・社名・作業時間等を記録し、保管する。
- ③ 現場での連絡は電話や SNS を用いるなど、接触時間を減らすための工夫を行う。
- ④ 原則としてマスクやシールド等を着用する。ただし他の工事従事者と 2 m 以内に近接しない場合は、マスク等を外しても構わない。
- ⑤ 一定時間ごとに窓を開けるなど、十分な換気を行う。
- ⑥ こまめに手洗い・うがい・手指の消毒等を行う。適宜水分補給し、熱中症等の予防にも努める。休憩の際は各人が一定の距離を取り、私語を慎む。
- ⑦ ドアノブ、各種スイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタンなど、手で触れる共用設備や箇所について、定期的に消毒を行う。
- ⑧ 顧客が生活しながらの工事の場合、トイレは極力使用しない。やむを得ず使用する場合、あらかじめ顧客の承諾を得たうえで使用し、使用後は便座や便ふた、手すり、ドアノブ、レバー等、使用者が接触した箇所について消毒する。
- ⑨ 休憩等で車内に滞在する場合、いわゆる「3つの密」を避け、マスクを着用し私語を慎むなど感染防止に留意する。
- ⑩ 毎日の作業終了時に工事部位等を清掃する場合、併せて必要箇所を消毒することが好ましい。
- ⑪ 作業時間を遵守し、作業終了後は速やかに帰社・帰宅する。

4. 万一感染した場合の対応

- ① 従業員・作業員の感染が確認された場合、事業者は感染した旨を速やかに顧客に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所や医療機関の指導に従い、適切な措置を講じる。感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ② 感染者が工事等で顧客宅に立ち入っていた場合、保健所等の指示に従い、顧客宅の必要箇所について消毒する。
- ③ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、個人情報保護に十分配慮しながら対応する。
- ④ 複数社が混在する建物内で、同居する他社の社員に感染や感染の疑いが発生した場合は、保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。
- ⑤ 従業員等が感染したことをもって、解雇やその他の不利益な取扱いを行わない。

(参考) 本ガイドライン策定に当たっての主要参照ガイドライン／マニュアル類

- ・ 国土交通省「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・ 厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
- ・ 一般社団法人 住宅生産団体連合会「住宅業界における感染予防ガイドライン」
- ・ 一般社団法人 日本経済団体連合会「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・ 一般社団法人 日本住宅リフォーム産業協会「新型コロナウイルス感染防止指針」
- ・ 一般社団法人 全国建設業協会「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践」
- ・ 全国建設労働組合総連合「町場の新型コロナウイルス 感染予防・感染対応マニュアル」
- ・ 一般社団法人 マンション計画修繕施工協会「マンション計画修繕工事における新型コロナウイルス対策ガイドライン」
- ・ 一般社団法人 マンション管理業協会「マンション管理業における新型コロナウイルス等感染症対応ガイドライン」

(順不同)